

経営改善策検討支援等業務委託（概算契約） 公募型プロポーザル方式募集要項

1 案件名称

経営改善策検討支援等業務委託（概算契約）

2 業務内容に関する事項

(1) 目的と概要

大阪市の水道事業の収支の見通しでは、中長期的な水需要の減少傾向に伴い、給水収益は今後も減少傾向で推移する一方、費用が物価上昇等の影響で増加傾向にあるため近い将来、経常損失（赤字）が発生する見込みである。加えて、水道施設の耐震化や経年化対策等を進めていくうえで、今後、多額の工事費が必要となってくるなど、厳しい経営環境となることが想定されている。

こうした中で、水道事業の持続性を維持・向上させるため、経営の改善策や財源の確保も含め、次世代に水道施設をどのように残すかについて検討を行う、「水道事業の持続性向上有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を立ち上げた。

今後の有識者会議では、水道施設の整備計画やその財源、水道事業の担い方（市、外郭団体、民間企業の役割分担）、お客さまサービス、世代間負担の在り方等について幅広く議論し、令和8年度に中間取りまとめ、令和9年度に最終取りまとめを行うことを予定している。

そして、本市の取組に対して市民にご理解いただくことが重要であることから、有識者会議で議論した内容等をわかりやすく情報発信するため、本市の広報媒体等について拡充（HP等で掲載するコンテンツ等の作成を想定）を行うほか、将来にわたり水道を利用する若年層（大学生）に対するゼミナール及び同世代への啓発等を実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 4 9, 3 5 2, 6 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

<内訳>

令和8年度上限額 金 3 4, 4 5 0, 9 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和9年度上限額 金 1 4, 9 0 1, 7 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用（別紙 仕様書 7. ゼミナール企画運営業務 (2)業務内容 ア ゼミナール企画運営支援 (カ)に記載の費用を除く）は負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市水道局契約規程に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

別紙「業務委託契約書」のとおり

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

(5) 再委託について

別紙「仕様書」のとおり

(6) その他

- ア 原則として、提案した事業内容を実施しなければならないが、当局との協議により修正する場合がある。
- イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格等

次の事項をすべて満たす者とする。ただし、(1)、(2)については、いずれか一方に該当する者とする。

- (1) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（業務委託）に、大分類（13 その他代行）中分類（07 各種施策研究・調査、24 各種施策執行・検査・運営等補助、26 その他）で登録していること。
- (2) (1)に該当しない者については、公募開始時点において、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

5 スケジュール（予定）

- ・ 公募開始 令和8年3月19日（木）
- ・ 質問受付 令和8年3月19日（木）～令和8年3月27日（金）午後5時
- ・ 質問に対する回答 令和8年4月3日（金）（予定）
- ・ 参加申込の提出期限 令和8年4月10日（金）午後5時まで
- ・ 参加資格審査結果通知 令和8年4月16日（木）（予定）
- ・ 企画提案書等の受付期間 令和8年4月16日（木）～令和8年4月28日（火）午後5時
- ・ 選定結果の通知 令和8年5月中旬

- ・ 契約締結・業務開始 令和8年6月下旬（予定）
- ・ 業務完了 令和10年3月31日（金）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加資格書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

(ア) 経営改善策検討支援等業務委託（概算契約）

公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書【様式2】

(イ) 会社案内等の事業概要がわかるパンフレット等（様式自由）

(ウ) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（申請時点で発行から3か月以内のもの：原本）

(エ) 使用印鑑届【様式3】

(オ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）（申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可）

(カ) 直近1期分決算報告書（押印必要）

（財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書）

(キ) 税務署が発行する直近2箇年分の消費税及び地方消費税の納税証明書

（税務署の様式その3又はその3の3様式）

（申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可）

(ク) 直近2箇年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書

（申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可）

ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が提出できない場合には、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※（ウ）～（ク）は大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できる。

【様式2】に承認番号を記載すること。

イ 提出期間

令和8年3月19日（木）～令和8年4月10日（金）

土日、祝日を除く午前9時30分から午後5時までとする。

（但し、午後0時15分～午後1時00分を除く。）

※上記期間内必着のこと。

ウ 提出方法

提出期限までに、「9 提出先・問合せ先（事務局）」まで提出すること。

持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。また、メールによる提出は不可とし、受付後の提出の撤回、取消し、変更並びに返却はできない。

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加者に対し、令和8年4月16日（木）予定に、【様式2】の「連絡先」に記載のメールアドレス宛てにメールで通知する。

(2) 質問の受付・回答

ア 受付期間

令和8年3月19日（木）～令和8年3月27日（金）午後5時

イ 受付方法

「質問書」【様式1】に質問事項を簡潔にまとめて記載し、受付期限までに、「9 提出先・問合せ先（事務局）」の電子メールアドレス宛てに、開封確認の要求機能を設定のう

え、送付すること。なお、電子メールのタイトルは「【質問書】経営改善策検討支援等業務委託（概算契約）（事業者名）」とすること。口頭又は電話による質問及び締め切り以降の質問は受け付けない。

ウ 質問に対する回答

令和8年4月3日（金）予定に当局ホームページに掲載し、個別に回答はしない。

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000026189.html>

(3) 企画提案書等の作成及び提出について

ア 提出書類

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(ア) 経費見積書【任意様式】

令和8年度分、令和9年度分にかかる経費が分かるように記載すること。

(イ) 次のA～Eの項目が記載された企画提案書【任意様式】

※A4版とする。

※ページ数は、表紙、目次を含めず20ページ以内とし両面印刷すること。

A 業務目的の理解（本業務の背景、趣旨、目的）

B 実現性（各業務のスケジュール表、業務工程表、業務実績表）

C 業務体制（各業務の実施体制表・役割分担表・担当予定者の経歴（担当者の専門性、関連業務実績、資格等）がわかるもの）

なお、専門性、関連業務実績とは、給水人口100万人以上の都市において、財政収支作成支援や他都市調査等の本業務と類似する業務経験を有することをいう。

D 企画編集力（市民向け広報資料：作成方針・コンセプト・構成案・表現手法等）

E 企画内容（ゼミナールのテーマ・内容、同世代へ向けたメッセージ作成に関する内容提案等）

イ 提出部数

正本1部、副本8部

(ア) 提出書類を紙フラットファイル(A4サイズ)に綴って提出すること。

(イ) ファイルの表紙及び背表紙に「経営改善策検討支援等業務委託（概算契約）提出書類」と記載すること。

(ウ) 正本のファイルの表紙及び背表紙には、事業者名を記入すること。

(エ) 副本については参加者を特定できる内容(社名、ロゴマーク、メールアドレス等)や参加者を推測させる文言を記載しないこと。

ウ 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時まで

エ 提出方法

提出期限までに、「9 提出先・問合せ先（事務局）」まで提出すること。

持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。また、メールによる提出は不可とし、受付後の提出の撤回、取消し、変更並びに返却はできない。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、選定会議を開催し、次の評価項目についての意見を聴取の上、当局で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者（以下「選定会議メンバー」という。）で構成する。

<選定方法>

- (1) 選定は、参加者から提出された書類に基づき、大阪市水道局内に設置する選定会議にて行う。
- (2) 選定会議メンバーは、下表「提案内容評価表」に基づいて採点を行う。
- (3) (2) による採点結果の合計点が最も高い者を受注予定者とする。
- (4) 合計点が最も高い者が複数ある場合は、次の評価項目の順に点数を比較し、点数の最も高い事業者を受注予定者とする。それでもなお差がつかない場合は、くじ引きにより決定する。
 - ①「エ 企画編集力」、「オ 企画内容」の合計点（各委員の合計点）
 - ②「ア 業務目的の理解」、「イ 実現性」の合計点（各委員の合計点）
- (5) 採用基準点を平均60点とし、この点数に満たない場合は採用しない。

<失格事項>

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要項に違反した場合
- (3) 見積金額が契約上限額を上回った場合
- (4) 募集開始日から契約締結までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

<選定結果の通知及び公表>

評価結果及び選定結果は、決定後速やかにすべての参加者に通知し、また、当局ホームページに掲載する。

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3512-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

<契約の締結>

当局と受注予定者との間で、当局指定の「業務委託契約書」により随意契約による契約手続きを速やかに行う。

<次順位者の繰上げ>

受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画競争において総合点が次順位以下となった参加者のうち、総合点が上位の者から順に交渉を行うものとする。

提案内容評価表

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(配点設定)※選定会議各メンバーの評価点は1人あたり100点満点とし、配点は以下のとおり。

項目		審査基準	配点
業務全般	ア 業務目的の理解	本業務の背景、趣旨、目的を正しく理解しているか。	10点
	イ 実現性	本業務の企画、スケジュールは無理なく進められるものとなっているか。また各業務工程において、本業務を円滑に遂行できるか。	10点
		過去10年間に、国、地方公共団体又は水道事業者が発注する類似した事業実績があり、情報やノウハウの蓄積がされているか。	10点
	ウ 業務体制	実施体制や役割分担は、本業務を円滑に遂行できるか。提案内容について、適切な業務を期限内に提供できる人材を確保しているか。	10点
有識者会議に係る運営支援	エ 企画編集力	市民向け広報資料の作成について、文字ベースで作成される中間報告書や最終報告書を単純に図解化するだけでなく、市民が理解しやすい構成と創意工夫が意識された提案となっているか。	20点
ゼミナール企画運営	オ 企画内容	<ul style="list-style-type: none"> 参加者にとって魅力的なテーマが選定されているか。 本市水道事業の現状、諸課題への理解促進や共感の深化につながるテーマが選定されているか。 	20点
		<ul style="list-style-type: none"> 事業目的を達成するためのゼミナール内容・構成となっているか。 将来あるべき水道のあり方やその負担について実現可能かつ具体的な内容となっているか。 同世代へ向けたメッセージを作成できるような提案となっているか。 提案者（民間）のノウハウを活かし創意工夫された内容となっているか。 市民向け広報資料の広報の手法について、より効果的に、若年層に広報できるような提案となっているか。 	20点
合計			100点

8 その他

- 企画提案書の作成等、本プロポーザルにかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- すべての企画提案書は返却しない。
- 提出された企画提案書は、審査・業務選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情

- 報公開条例に基づく公開を除く。) 。
- (5) 提出期限後の書類の差替え等は認めない。
 - (6) 参加申込後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
 - (7) 本プロポーザルは受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、当局と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容に沿うものではない。

9 提出先・問合せ先（事務局）

〒559－8558

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 9 階

大阪市水道局 総務部 企画課

T E L : 06-6616-5410

電子メール : kikaku@suido.city.osaka.jp